

収 支 報 告 書

令和 6 年分

(ふりがな)
1 政治団体の名称
(じゅうみんしやうやまけいなかこむんだいしふ)
自由民主党山梨県中巨摩郡第一支部

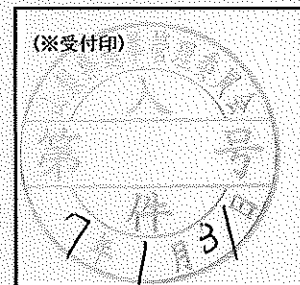
2 主たる事務所の所在地
山梨県中巨摩郡昭和町西条920-7

3 代表者の氏名
石原 政信

4 会計責任者の氏名
田中 光治

(事務担当者の氏名) 石原 敬子

(電話番号) 055 (275) 0753



政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 山梨県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
(「有」の場合) ↓
公職の種類 _____
資金管理団体の 届出をした者の氏名 _____

(※1) 国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 _____

(※2) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(※2) 対象年の途中で指定・取消をした場合のみ記入

(※3) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(※3) 対象年の途中で適用した場合のみ記入

1 収支の総括表

収 支 の 状 況

	十億	百万	円
取 入 総 額 -----	500000	400000	
(前年からの繰越額) -----		200000	
(本年の収入額) -----	300000	200000	
支 出 総 額 -----			0
翌年への繰越額 -----	500000	400000	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
員 数				人

(2) 寄 附

ア 寄附（イを除く。）の区分		金 額				備 考
		十 億	百 万	千	円	
	（ア）個人からの寄附				0	
	〔うち特定寄附〕					
	（イ）法人その他の団体からの寄附					
	（ウ）政治団体からの寄附					
小 計	（ア）＋（イ）＋（ウ）				0	
	〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕					
イ	政党匿名寄附					
合 計	（ ア ＋ イ ）				0	

令和7年11月20日額により訂正

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円					
自由民主党山梨県支部連合会			100	000			R6.7.10	山梨県甲府市丸の内2-9-3	
自由民主党山梨県第1選挙区支部			100	000			R6.12.27	山梨県甲府市飯田3-8-29	
自由民主党山梨県第1選挙区支部			100	000			R6.6.15	山梨県甲府市飯田3-8-29	
この頁の小計	300	000	200	000					
合 計	300	000	200	000					

令和7年11月28日願より記入

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資 産 等 の 総 括 表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 / 月 3 / 日

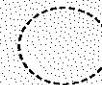
政治団体の名称

自由民主党 山梨県中巨摩郡第一支部

会計責任者の氏名

田中 光治

（解散時のみ）
代表者の氏名



※氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。